

社会福祉法人 大協会  
指定介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)  
特別養護老人ホームハートフルふしお

契約書

No. \_\_\_\_\_

契約者	
身元引受人	

特別養護老人ホームハートフルふしお ショートステイ  
指定介護予防短期入所生活介護  
契約書

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第五章 損害賠償(事業所の義務違反)
第1条(契約の目的等)	第15条(損害賠償責任)
第2条(定義)	第16条(損害賠償がなされない場合)
第3条(契約)	第17条(事業所の責によらない事由によるサービスの実施不能)
第4条(施設サービス計画書の決定・変更)	
第5条(運営規程)	
第6条(介護保険給付対象サービス)	第六章 契約終了
第7条(介護保険給付対象外サービス)	
第8条(契約者等への説明)	第18条(契約の終了事由)
	第19条(契約者からの中途解約)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第20条(契約者からの契約解除)
	第21条(事業所からの契約解除)
第9条(サービス利用料金の支払い)	
第10条(利用料金の変更)	第七章 補則
第三章 事業所等の義務	第22条(秘密保持と個人情報)
第11条(事業所及び職員の義務)	第八章 雑則
第12条(守秘義務等)	
	第23条(苦情処理)
第四章 契約者等の義務	第24条(協議事項)
第13条(契約者のサービス利用上の注意義務等)	
第14条(契約者等の禁止行為)	

指定介護予防短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

#### 第 1 条(契約の目的)

社会福祉法人大協会(以下、「事業者」という。)は、「要支援認定 1.2」を受けた利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定介護予防入所生活介護サービスを提供します。

#### 第 2 条(定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号にさだめるところによるものとします。

- 一 契約者…利用者としませんが、利用者の契約能力に問題がある場合は、親族等または身元引受人を署名代行者とします。
- 二 契約期間…契約締結の日から利用者の要支援の認定が継続する期間をいいます。  
ただし利用者、身元引受人等により契約解除の申し出がない限り、更新した要支援認定期間まで自動的に契約は継続するものとします。
- 三 職員…介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員、その他事業所が介護サービスを提供するために使用する者をいいます。

#### 第 3 条(契約)

- 1 基本的に入所者が行いますが、利用者の契約能力に問題がある場合は親族が代行します。
- 2 利用者に親族がいない場合で後見人が付いている場合
  - ①利用者に判断能力がある場合は、契約者は利用者とします。
  - ②利用者に判断能力がない場合は、契約者は後見人とします。ただし、この場合は、後見人の責任の範囲・限度については、協議を要するものとします。

#### 第 4 条(介護計画の決定・変更)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に沿って「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。

- 2 事業者は、利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、介護予防短期入所生活介護の目標を設定し、「介護予防短期入所生活介護計画」に基づき計画的に行います。
- 3 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「介護予防サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「介護予防短期入所

生活介護計画」の変更等の対応を行っています。

- 4 事業者は「介護予防短期入所生活介護計画」の作成及び変更に当っては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

#### 第5条(運営規程)

- 1 事業所は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配慮して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び共用施設・設備等の附帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約において、運営規程は本契約に付随するものであり、利用者等に対して事前に説明するものとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができません。

#### 第6条(介護予防サービス介護保険給付対象サービス)

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、次のサービスを提供するものとします。

- 一 食事・入浴・排泄等の介護
- 二 相談等の精神的ケア
- 三 社会生活上の便宜
- 四 日常生活の世話
- 五 機能訓練
- 六 健康管理
- 七 療養上の世話
- 八 自立への支援
- 九 送迎

#### 第7条(介護予防サービス介護保険給付対象外サービス)

- 1 事業所は、利用者との合意に基づき、介護予防サービス介護保険給付の支給限度額を超える次のサービスを提供するものとします。
  - 一 利用者等が選択する特別な食事の提供
  - 二 利用者に対する理髪・美容等のサービス
  - 三 事業所が特別に定める教養娯楽費等の提供あるいはレクリエーション行事
  - 四 事業所が別に定めるところに従ってする利用者からの貴重品の保管及び管理
- 2 前項のほか、事業所は、介護保険給付対象外サービスとして、事業所内にて実施する「喫茶」のサービス、その他契約者との合意に基づく契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについては、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業所は、本条に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて、契約者等に対して、わかりやすく説明するものとします。

#### 第8条(契約者等への説明)

- 1 事業所は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、親族等に対しても行うものとします。
- 2 親族等は、本契約に基づいて事業所から行われる説明及び報告等について、契約者へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

## 第二章 サービスの利用料金の支払い

#### 第9条(サービス利用料金の支払い)

- 1 利用者は、要支援認定に応じて第6条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(暫定での入所者に対しては要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。)
- 2 第7条に定める介護予防サービス介護保険給付対象外サービスについては、利用者等は、重要事項説明に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を、事業所に定めるものとします。
- 3 前項のほか、利用者は、利用期間中の食事提供に要する費用、居室に要する費用及び利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を、事業所に支払うものとします。
- 4 本条に定めるサービス利用料金は利用期間に応じて1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日まで事業所が指定する方法で支払うものとします。

#### 第10条(利用料金の変更)

- 1 第9条第1項に定めるサービス利用料金及び第9条第3項に定める食事代の標準自己負担額及び居室に要する費用について、介護予防サービス介護給付費体系の変更があった場合、事業所は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第9条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金(食事代の標準自己負担額及び居室に要する費用を除く)
- 3 利用者等は、前項に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業所の義務

#### 第 11 条(事業所及び職員の義務)

- 1 事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の委託医師または看護職員もしくは主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のもと、サービスを提供するものとします。
- 3 事業所及び職員は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。
- 4 事業所は、利用者の心身の状態等を、適宜、親族等に報告するものとします。
- 5 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、これをサービス終了から 2 年間保管するものとし、利用者またはその代理人からの請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。この場合、複写に要する費用は、契約者及びその代理人の負担とします。

#### 第 12 条(守秘義務等)

- 1 事業所及び職員は、介護予防サービスを提供するうえで知り得た利用者等に関する事項について、次の各号に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
  - 一 事業所が、利用者に医療上の緊急の必要性がある場合に、医療機関等に契約者に関する心身の情報を提供する場合
  - 二 事業所が、第 21 条の規定により契約を解除した場合、契約者の円滑な退所のための援助を行うにあたって、あらかじめ利用者からの文章による同意を得て、利用者に関する情報を提供する場合
- 2 本条に定める守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。

### 第四章 契約者等の義務

#### 第 13 条(契約者のサービス利用上の注意義務等)

- 1 利用者等は、居室及び共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施あるいは安全衛生面等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及び職員が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。その場合には、事業所は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 利用者等が故意または重大な過失により、事業所または設備について、滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に回復するか、または相当の代償を支払うものとしします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者等と事業所との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしします。

#### 第 14 条(契約者等の禁止行為)

利用者等は、事業所内において、次の各号に該当する行為をすることはできません。

- 一 決められた場所以外での喫煙(煙草、ライターは施設で預かります)
- 二 職員や他の入所者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと。
- 三 入所規則その他において事業所が定める以外の物品の持込み

### 第五章 損害賠償(事業所の義務違反)

#### 第 15 条(損害賠償責任)

- 1 事業所は、本契約に基づく介護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者等の被った被害について賠償する責任を負います。ただし、利用者等に故意または過失がある場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる範囲内において、損害賠償責任を減じることができるものとしします。
- 2 前項の規定は、第 12 条に定める守秘義務に違反した場合にも、これを準用します。
- 3 事業所は、本条に定める損害賠償責任を、速やかに履行するものとしします。

#### 第 16 条(損害賠償がなされない場合)

事業所は、第 15 条の規定にかかわらず、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業所は、損害賠償責任を免れるものとしします。

- 一 利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 二 利用者等が、利用者へのサービスの実施にあたり必要な事項に対する聴取・確認に対して故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して、損害が発生した場合
- 四 利用者等が、事業所または職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して、損害が発生した場合

#### 第 17 条(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業所は、本契約の有効期間中において、地震・噴火等の天災その他自己の責にかえすべらざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して、当該サービスの提供を中断するものとします。
- 2 前項の場合において、事業所は、利用者に対して既に実施したサービスを除き、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第六章 契約の終了

#### 第 18 条(契約の終了事由)

契約者は、次の各号のいずれかに基づく契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業所が解散命令を受けた場合または破産宣告を受けた場合もしくは止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所の滅失また重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 六 第 19 条、第 20 条、第 21 条の規定に基づき本契約が解除または解約された場合

#### 第 19 条(利用者からの中途解約等)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合に利用者等は、契約終了を希望する日時までに、事業所に通知するものとします。
- 2 契約者は、第 5 条第 3 項の場合、第 10 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 第 1 項に定める利用者等からの通知がなく、利用者が居室から退去した場合には、事業所は、利用者に対して解約の意思の確認をするものとし、利用者が解約の意思を表明した場合には、その意思表示の日をもって、本契約は解約されたものとします。

#### 第 20 条(契約者からの契約解除)

利用者は、事業所または職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 故意または過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、著しく不信行為を



した場合、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合において、適切な措置対応を執らない場合

#### 第 21 条(事業所からの契約解除)

- 1 事業所は、利用者等が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
  - 一 利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 二 第 9 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
  - 三 利用者が、故意または重大な過失により、事業所または職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しく不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 四 利用者の行動が、職員または他の利用者等の生命・身体・健康等に重大な影響を及ぼす恐れのある場合、または利用者が重大な自傷行為を繰り返す場合等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 前項による契約の終了後、利用者が退所するまでの間において、事業所が利用者に対して実施したサービス利用料金については、利用者が全額これを負担するものとします。

### 第七章 補則

#### 第 22 条(秘密保持と個人情報の保護)

- 1 事業所及び職員は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 2 事業所は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービスの担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報を用いません。

### 第八章 雑則

#### 第 23 条(苦情処理)

事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

#### 第 24 条(協議事項)

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は、介護保険法及び関係法令に定めるところに従い、利用者等と誠意をもって協議するものとします。
- 2 法定後見人または任意後見人が身元引受人として本契約を締結する場合には、事業所は、その負担する責任の内容・範囲・限度等に関する事項ならびに身元引受人に関する事項について、法定後見人または任意後見人と誠意をもって協議するものとします。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、契約者及び事業者が記名捺印のうえ、各自 1 通を所有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在 大阪府池田市伏尾町 12 番地の1  
事業者名 社会福祉法人 大協会  
代表者名 加納 繁照

契約者(利用者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

契約者との関係 \_\_\_\_\_

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

契約者との関係 \_\_\_\_\_